

「東京都 AI 戦略専門家会議」設置要綱

令和 6 年 1 1 月 2 8 日制定 6 デ総企第 3 6 1 号
令和 7 年 4 月 1 5 日改正 7 デ戦戦第 3 3 号

（名称）

第 1 条 本会は、東京都 AI 戦略専門家会議（以下「本会議」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 AI の徹底活用による業務・都民サービスの変革に向けた「東京都 AI 戦略」を策定するに当たり、各分野における AI の専門家等から意見・助言を聴くため、本会議を設置する。

（所掌事項）

第 3 条 本会議では、次の各号に掲げる事項について委員の意見・助言を聴取する。

- （1）「東京都 AI 戦略」策定に関すること。
- （2）その他必要な事項

（組織）

第 4 条 本会議は、デジタルサービス局長が別途委嘱する委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、前項の規定による委嘱を受けた日から 2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 本会議には座長を置き、デジタルサービス局長が委員の中から指名する。
- 4 必要がある場合、デジタルサービス局長が別途委嘱する委員を追加することができる。

（会議の運営）

第 5 条 本会議は、デジタルサービス局長が招集する。

- 2 座長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 本会議、本会議の資料及び議事録については、原則として公開とする。ただし、座長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。
- 4 効率的な会議運営など、座長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の

送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下、送受信による通話）を活用した会議を開催することができる。

- 5 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。
- 6 委員が会議を欠席した場合は、デジタルサービス局長は必要に応じ、委員から個別に意見を聴くことができる。
- 7 本会議に出席した者及び前項の規定により意見を聴取した委員に対しては、都の定める基準により謝礼金を支払うことができる。

（事務局）

第6条 本会議の庶務は、デジタルサービス局デジタル戦略部デジタル戦略課において処理する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、本会議の運営に必要な事項は、デジタルサービス局長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和6年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月15日から施行する。